

平成22年
飯塚市議会会議録第2号
第1回

平成22年3月1日（月曜日） 午前10時23分開議

●議事日程

日程第8日 3月1日（月曜日）

第1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第 1号 平成21年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）
- 2 議案第 6号 土地の処分（陸上自衛隊飯塚駐屯地用地）
- 3 議案第 9号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減
- 4 議案第10号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減
- 5 議案第11号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更

第2 厚生委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第 5号 飯塚市穂波保健センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 2 請願第16号 後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願

第3 市民文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第 4号 飯塚市文化会館の管理の特例を定める条例の一部を改正する条例
- 2 議案第14号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））
- 3 議案第15号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））
- 4 議案第16号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））
- 5 議案第17号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））
- 6 議案第18号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））
- 7 議案第19号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））
- 8 議案第20号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））
- 9 議案第21号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））
- 10 議案第22号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））
- 11 議案第23号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））
- 12 議案第24号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））
- 13 議案第25号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））
- 14 議案第26号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））
- 15 議案第27号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））
- 16 議案第28号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））
- 17 議案第29号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））
- 18 議案第30号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））
- 19 議案第31号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））

第4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第 2号 平成21年度飯塚市水道事業会計補正予算（第3号）

- 2 議案第 3 号 平成 21 年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 3 議案第 7 号 訴えの提起（飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ新館敷地の所有権移転登記）
- 4 議案第 8 号 訴訟事件に係る和解
- 5 議案第 12 号 市道路線の廃止
- 6 議案第 13 号 市道路線の認定

第 5 平成 22 年度関係議案の提案理由説明

- 1 議案第 32 号 平成 22 年度飯塚市一般会計予算
- 2 議案第 33 号 平成 22 年度飯塚市国民健康保険特別会計予算
- 3 議案第 34 号 平成 22 年度飯塚市老人保健特別会計予算
- 4 議案第 35 号 平成 22 年度飯塚市介護保険特別会計予算
- 5 議案第 36 号 平成 22 年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第 37 号 平成 22 年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算
- 7 議案第 38 号 平成 22 年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
- 8 議案第 39 号 平成 22 年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算
- 9 議案第 40 号 平成 22 年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
- 10 議案第 41 号 平成 22 年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
- 11 議案第 42 号 平成 22 年度飯塚市駐車場事業特別会計予算
- 12 議案第 43 号 平成 22 年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
- 13 議案第 44 号 平成 22 年度飯塚市污水处理事業特別会計予算
- 14 議案第 45 号 平成 22 年度飯塚市学校給食事業特別会計予算
- 15 議案第 46 号 平成 22 年度飯塚市水道事業会計予算
- 16 議案第 47 号 平成 22 年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算
- 17 議案第 48 号 平成 22 年度飯塚市下水道事業会計予算
- 18 議案第 49 号 平成 22 年度飯塚市立病院事業会計予算
- 19 議案第 50 号 飯塚市暴力団排除条例
- 20 議案第 51 号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

●会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（森山元昭）

これより本会議を開きます。総務委員会に付託していました「議案第 1 号」、「議案第 6 号」及び「議案第 9 号」から「議案第 11 号」までの 3 件、以上 5 件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。19 番 兼本鉄夫議員。

◎19 番（兼本鉄夫）

総務委員会に付託を受けました議案 5 件について、審査した結果を報告いたします。「議案第 1 号 平成 21 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 7 号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、文化会館の舞台吊物機構ワイヤーロープ取り替え等の改修工事費 1400 万円が、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」充当事業分として計上されているが、ワイヤーロープの耐用年数は何年なのかということについては、耐用年数は 10 年であるが、平

成3年の建物完成以来17年が経過している。この取り替え等の改修工事は実施3ヵ年計画には上げていたところであり、昨年度に半分だけ修理を終えたものであるという答弁であります。この答弁を受けて、修理を終えていない残り半分についての予算措置が当初はなかったということであるが、安全性の問題を考えると、この改修工事費は当初予算で計上しておくべき性質のものであるという意見が出されました。

次に、この度の約3億1700万円の「きめ細かな臨時交付金」の効果をどのように考えているか、また、今後の経済対策はどうあるべきだと考えているかということについては、臨時交付金をその名のとおり、きめ細かに様々な事業に配分することで、地域の中小業者の受注を増やし、雇用を創出することにつながるものと確信している。また、様々な分野で財政の効率化を図らせていただく中で、市民の理解や協力を得ていると感じる部分もあるので、本市の経済活性化のためにも新しい絵を描いていかなければならないと思っているという答弁であります。

また、審査の過程において、子ども手当システム開発委託料や全国瞬時警報システム改修工事費の計上に関して、従来の関係市外業者と安易に随意契約をするのではなく、地元の企業で対応できないかどうか考えることが大切であるという意見や、災害復旧に係る職員の時間外勤務手当が増額されていることに関して、職員の負担軽減を図るためにどのような工夫をすればよいかということについて、もう一度、関係各課でよく検討してほしいという要望が出されました。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第6号 土地の処分（陸上自衛隊飯塚駐屯地用地）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、当該土地は昭和60年から、将来的に自衛隊側が買い取る意向を示しているながら25年も経過したものを、今になって買い取るということであるが、恒久的に残るような構造物を新たに造る計画や、環境を汚染する物質の埋設や飛散、さらには日米地位協定に基づく米軍の土地使用の可能性を、売買交渉に当たって考慮したのかということについては、駐屯地ができた当時から国土調査図面と現況に大きな差があったものを大規模な測量によって訂正し、市有地と自衛隊所有地の交換を行ってきた経緯があり、残った土地を将来的には自衛隊側に買い取ってもらうことになっていたもので、そのような構造物の新設や環境汚染物質などの話は聞いたこともなく、確認していないという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、この財産処分に関しては、行政として住民の生命・財産に関わる観点から相手方との交渉をしていないなどの問題点があるので、本案には反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第9号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減」、「議案第10号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減」及び「議案第11号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」、以上3件については、執行部から議案書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（森山元昭）

総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。3番 川上直喜議員。

◎3番（川上直喜）

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。私はただいまの総務委員長報告のうち議案第6号 土地の処分（陸上自衛隊飯塚駐屯地用地）に反対の立場から討論を行います。本案は、陸上自衛隊飯塚駐屯地、北側に隣接し自衛隊に、年額60万6283円で貸し付けていた市有地

馬谷446番地1、21,317平方メートルを九州防衛局に6395万1千円で処分するものがあります。1平方メートル当たり単価は3,000円とのことです。経過を見ますと、本市は、1983年12月26日、国、当時の福岡防衛施設局と契約を結び、翌1984年3月より飯塚駐屯地に隣接する市有地51,173平方メートルの貸し付けを始めたのであります。もともとこの土地は炭鉱資本から土地交換によって取得した土地を民間会社に採石場用地として貸し付けていたのですがこの民間会社が採石事業を廃止するというので、代わって自衛隊が借地したいと市に申し入れたわけでありまして。その交渉の際、本市は、自衛隊に買収するよう申し入れたようですが福岡防衛施設局から本市に対する1983年12月7日付の文書によって、陸上自衛隊の西部方面総監部が陸上幕僚監部に対し昭和60年度以降、買収取得の要望を行っていく予定との回答があったことが紹介されたにとどまっています。1983年の当初契約締結後年度ごとに、改定契約が行われてきました。2004年2月6日には本市と国との間で土地賃貸借契約が締結され引き続き改定契約が行われてきたのであります。この間、市有地の処分、国との土地交換等により賃貸借対象の用地は減少し昨年5月11日付改定契約によって今回処分対象とする馬谷446番1だけが、賃貸借契約をされているのであります。土地処分にかかわって本市に入ったお金は26年ぶりに売却が実現した昨年度の1510万円それに今回の6395万1千円合わせて約7900万円です。本市は、もともと国に対して買収を求めているものが実現するものであり、今回の売却益は年間借地料の100年分にも当たるので有利であるというような説明をしています。しかしながら住民の安全と健康を守り福祉の増進を本来の使命とする地方自治体としては、市有地を軍事施設とするために売却することには自衛隊を誘致した立場があるといっても相当に慎重であるべきであります。土地の売却益を住民の安全や健康に優先させるわけにはいきません。そもそも、その売却益も国民の税金であります。今回の土地処分に関して、私自身の質問で、3つの問題が明らかになったと考えます。その第1は今回処分する土地を何に使うか、自衛隊に本市が何ひとつ訪ねていないことでありまして。新たな軍事施設を構築するのか、あるいは新しい兵器を設置するのか、また日米安保条約及び日米地位協定に基づく米軍の施設使用の可能性がないのかなど明らかにして地元住民をはじめ市民に情報を公開し意見を聞く、住民が主役という立場ではありません。第2は、今回の土地処分で自衛隊に貸す土地はすべてなくなります。賃貸借契約を終了するに当たり、原状回復について何ら話し合っていないことでありまして。航空写真等を見ると、対象地の一部は森林、大部分は更地ですが例えばここに、環境汚染物質が飛散していないか、あるいは埋設されていないか、こうしたことも当然チェックすべきところでありまして。もともと荒れ果てた採石場だったと済ますわけにはいかないのです。第3は、今回処分にあたり、そもそも土地の賃貸借契約書を見ていなかったことです。本案を審議した総務委員会では私の質問に対して総務部長が、今日久しぶりに見た、管財課長が、けさ初めて見たと答弁したのを、まさかという思いで聞いたのであります。この3つの問題をあいまいにした土地処分を認めることはできず本案には反対であります。以上で私の討論を終わります。

○議長（森山元昭）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第1号 平成21年度 飯塚市一般会計補正予算（第7号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第6号 土地の処分（陸上自衛隊飯塚駐屯地用地）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第9号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減」、「議案第10号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減」及び「議案第11号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも委員長報告のとおり原案可決されました。厚生委員会に付託していました「議案第5号」及び「請願第16号」、以上2件を一括議題といたします。

厚生委員長の報告を求めます。22番 原田佳尚議員。

◎22番（原田佳尚）

厚生委員会に付託を受けました議案1件及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第5号 飯塚市穂波保健センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、旧来の飯塚保健センター内の機能が飯塚第一体育館に移設されることによって、利用する住民の生活圏から離れたものとなり、利用者の減少につながるのではないかと、また、本市が進めているメタボ健診等による健康づくりの方向性にも逆行することになるのではないかとということについては、昨年8月に利用者に対してアンケート調査を行った結果、移設後も引き続き利用したいという意見が多数を占めており、メタボ健診等に関しても、運動の必要性がある方に対しては運動指導員によってきちんと指導がなされているので問題ないと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、このような施設は住民の近くにあつてこそ活かされるものであり、それこそが公共施設の持つ最大のメリットであるということを見ると、本案には賛成することができないという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第16号 後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願」については、紹介議員から趣旨説明を受け、種々審査いたしました。

紹介議員に対する質疑応答の主なものとして、「後期高齢者医療制度の廃止に伴い、財源は国の責任で措置する」と記載されているが、具体的にはどのような意味なのかということについては、自民党・公明党政権が社会保障費や医療費の支出を削減していこうとしていた中で、それをもとに戻して国が必要な医療費等の支出をするということと、制度変更に伴い地方にかかる事務費も国において負担するという、二つの意味があるということでありました。

これを受けて、老人保健制度に戻すという趣旨であると思うが、被保険者の負担も一切ないという意味なのかということについては、保険料の負担等をゼロにすることまでを求めるものではなく、制度をもとに戻すことを求める請願であるということでありました。

以上のような審査ののち、採決を行った結果、本件については賛成多数で、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（森山元昭）

厚生委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。4番 楡井莞爾議員。

◎4番（楡井莞爾）

おはようございます。共産党の楡井莞爾です。私はただいまの厚生委員長の報告に対し、議案

第5号に対しては反対、請願第16号に対しては採択に賛成の討論を行います。

まず、議案第5号についてであります。この施設は何を目的に設置されたものなのか。廃止移転して、その目的が達成されるのか。利用者は現在平均約90人、しかしその90人の居住地分布もまだ掌握されておりませんでした。アンケートでは不満が出ていないというふうに言われておりますが、廃止移転が意識の中に刷り込まれている状況のもとではなかったかと思うわけであり、特定健診いわゆるメタボ検診の結果が待たれている状況もあり、高齢者の健康増進活動になじむものではないのではないかというふうに思うわけであり、移設先はスポーツ施設であり福祉におとるのではないか、こういう疑問がわいてくるわけであり、これらのことを考えた場合、本議案は時期尚早と思うわけであり、以上の理由を述べまして反対討論といたします。

次に、請願第16号についての賛成討論を行います。後期高齢者医療制度は世界にも例がない年齢による差別の医療制度であります。昨年4月から実施され、間もなく1年になろうとしますが実施早々の高齢者はもちろんのこと、圧倒的多くの国民から廃止の声が噴き上がり、相次ぐ手直しが行われ医療現場や行政に負担を強いてきました。何よりも高齢者の人間的尊厳を深く傷つけるものであります。従って前政権時に参議院では廃止法案が可決されました。現政権の合意事項にも同趣旨のことが盛り込まれ、高齢者を初め国民の多くはその実現を心待ちにしています。しかし現状は廃止を4年後に先送りされようとしています。その上、先送りする代わりに制度が抱える問題の解消や保険料値上げを抑える予算もつけないなど二重の後退に直面しているのが現状です。その上この4月から多くの都道府県、21の都道府県で50,000円から90,000円の値上げが予定されています。従って衆議院でも廃止法案が可決出来るように、政府と国会を励ます力となるように、本議会が意見書を採択するよう強く希望するところであります。以上、本請願の採択に賛成の討論といたします。

○議長（森山元昭）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第5号 飯塚市穂波保健センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「請願第16号 後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願」の委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本件は、委員長報告のとおり、採択することに決定いたしました。

市民文教委員会に付託していました「議案第4号」及び「議案第14号」から「議案第31号」までの18件、以上19件を一括議題といたします。

市民文教委員長の報告を求めます。29番 梶原健一議員。

◎29番（梶原健一）

市民文教委員会に付託を受けました、議案19件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第4号 飯塚市文化会館の管理の特例を定める条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、また、平成22年2月1日付けで飯塚市教育文化振興事業団から市に提出された、「飯塚市教育文化振興事業団の改革について」という要望書等の資料の提出を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、特例での直営期間を平成24年3月31日までの2年間とした

理由は何かということについては、指定管理者の指定議案が12月議会で否決となったことを重く受け止め、市として指摘を受けた内容を検討するためには、来年度5月に公募に向けて取り掛かることになるが、1年間の直営期間では検討、協議が十分に整わない可能性があるため、直営期間を2年とする市内部の協議を行った。また、その際に飯塚市教育文化振興事業団から、1年間で事業団のサービスを積極的に整えるので公募に向けて2年間の猶予が欲しい旨の申し出もあり、市の直営期間を2年間としたという答弁であります。この答弁を受け、教育文化振興事業団の要望がなくても市は2年間の直営としていたのかということについては、市内部において2年間の直営を協議している際に偶然に、事業団から要望書が出たものであり、要望がなかったとしても2年間の直営とする考えであったという答弁であります。

次に、指定議案の否決における指摘を、時間をかけて精査するとのことであるが、どのようなことを受け止め、どのように検討、協議していくのかということについては、選定評価項目、追加項目、配点についての検討や公募期間における現説の期間設定などについて最良の方法を見出すべく検討、協議していきたいという答弁であります。

次に、直営となった場合において、教育文化振興事業団に委託する業務内容は、どのようなものであるかということについては、業務内容としては、貸館業務及びそれに伴う施設使用料の徴収業務、各種専門業者への業務委託、文化会館の駐車場管理とそれに伴う料金徴収等が主な業務となるという答弁であります。

次に、この際、公募によらず、飯塚市教育文化振興事業団を指定管理者としてすべての業務を任せるべきではないかということについては、指定管理者は基本的には公募という形をとっており、現状においては特段の公募によらないという理由が見当たらず、広く公募して市民ニーズに応え、さまざまな条件で比較検討するためにも、公募による選定が望ましいと思っているという答弁であります。この答弁を受け、指定管理者の選定議案が2度にわたり否決され、特例による直営が続いている状況こそが、特段の公募によらない状況ではないのかということについては、12月議会で否決された理由の主なものとしては、選定委員会の会議録の公開や選定内容、公募のあり方であると受け止めている。指定管理者については、当初から一貫して公募という方向で考えているという答弁であります。

次に、教育文化振興事業団からの要望書には、改革のため職員の人選は直営部分も含め事業団の意向を尊重してほしいとあるが、その点についてどのように考えているのかということについては、事業団の職員については事業団の問題であるが、市職員については事業団の意向を尊重したいと考えているという答弁であります。

以上のような質疑応答の後、お手元に配付のとおり、委員から飯塚市文化会館に適切な指定管理者を選定する準備について2年間では期間が不足であると考えた理由により、議案中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改め、市の直営期間を4年間とする旨の修正案が提出され、採決を行なった結果、修正案については賛成多数で、また、修正部分を除く原案については全会一致で、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第18号 専決処分の承認(訴えの提起(学校給食費請求事件))」から「議案第31号 専決処分の承認(訴えの提起(学校給食費請求事件))」までの18件については一括議題とし、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査しました。

その質疑応答の主なものとして、法的措置に至った滞納世帯は、支払い能力がある世帯であるのかということについては、支払い能力がある世帯であると判断しており、自宅訪問による分割を含めた支払いの話し合いにも応じず、長期間にわたり滞納した世帯に対し法的措置を行ったという答弁であります。

次に、訴訟の相手方が負担すべき訴訟費用はどの程度となるのかということについては、滞納額が30万円と仮定した場合、支払督促の申し立てを行う手数料等が3,850円、訴訟となった場合は関係費用として6,800円となり、10,650円程度の負担額となるという答弁であります。

す。

以上のような審査ののち、本案18件については、いずれも承認すべきものと決定いたしました。以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（森山元昭）

市民文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第4号 飯塚市文化会館の管理の特例を定める条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、修正可決であります。まず、修正案について採決いたします。委員会の修正案に賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって、委員会の修正案は、否決されました。

ただ今、修正案が否決されましたので、原案について採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第14号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））」から「議案第31号 専決処分の承認（訴えの提起（学校給食費請求事件））」までの18件の委員長報告は、いずれも承認であります。まず、「議案第14号」を承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第15号」を承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第16号」を承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第17号」を承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第18号」を承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第19号」を承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第20号」を承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第21号」を承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第22号」を承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第23号」を承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第24号」を承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第25号」を承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第26号」を承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第27号」を承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第28号」を承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第29号」を承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第30号」を承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、「議案第31号」を承認することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

経済建設委員会に付託していました「議案第2号」、「議案第3号」、「議案第7号」、「議案第8号」、「議案第12号」及び「議案第13号」、以上6件を一括議題といたします。

経済建設委員長の報告を求めます。6番 市場義久議員。

◎6番(市場義久)

経済建設委員会に付託を受けていました、議案6件について審査した結果を報告いたします。

「議案第2号 平成21年度飯塚市水道事業会計補正予算(第3号)」及び「議案第3号 平成21年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)」以上2件につきましては、執行部から補正予算書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第7号 訴えの提起(飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ新館敷地の所有権移転登記)」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その審査における質疑応答の主なものとして、この種の訴訟にはどのくらいの費用がかかるのかということについては、裁判にかかる経費としては、弁護士への着手金、実費負担、成功報酬、和解等が発生した場合の費用などが考えられるが、現状では計算できていないという答弁であります。

この答弁を受け、今回のように事象の発生から長い年数が経過すると複雑な法律問題にもなり、結果的に費用も発生するので、後々に禍根をのこさないためにも行政は注意して適宜的確な処理

を行なって欲しいという指摘がなされました。

以上のような審査の後、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第8号 訴訟事件に係る和解」については、執行部から議案書に基づく補足説明と併せ、先の本会議で19番議員から質疑のあった、今回の訴訟事件にかかわる和解について、市として市報等により旧町内町民の方々に和解内容を公開することができるのかということについて、顧問弁護士に確認したところ、和解内容の公開については可能であるが、松延隆俊氏への表明のお願いについては、和解案は裁判所において原告側及び補助参加人により協議を重ねて、双方同意された内容であるので、和解条項以上の対応につきましては松延氏個人の判断次第となり、市が働きかけることはできないという弁護士の意見について説明を受け、審査した結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第12号 市道路線の廃止」及び「議案第13号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（森山元昭）

経済建設委員長長の報告に対して質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論許します。討論はありませんか。3番 川上直喜議員。

◎3番（川上直喜）

私は、ただいまの経済建設委員長報告の内、議案第2号 平成21年度飯塚市水道事業会計補正予算（第3号）に反対し討論を行います。

本補正予算書の収益的収入及び支出のうち支出に計上されているその他特別損失316万1千円は岩崎浄水場膜処理施設における住民訴訟控訴事件にかかわる原告弁護士報酬に180万円、残りは被告である本市の弁護士報酬と説明されています。これは弁護士報酬を住民の水道使用料で払うということであり、そもそも岩崎浄水場膜処理施設建は多額の借金と税金によって行われ、その返済は水道使用料として住民の負担となっているのであります。この、弁護士報酬の予算計上の理由について上下水道事業部は、本会議における議案質疑では明確な答弁ができず、和解金3451万3千円を、その他特別の利益に計上していることだけを強調します。しかし利害関係人縄手清春及び同前澤工業株式会社が支払い義務を認めた3451万3212円は官製談合を断罪した一審判決の支払い命令を算出根拠にしたものであり住民の目線から見れば支払い義務を認めた側、受け取りを認めた本市、双方とも官製談合を認めたことになるのであります。つまりこの3451万3212円は住民の皆さんの監査請求棄却をものともしない戦いによって政官業の官製談合で食べ物にされた水道使用料の一部が返ってきたものと考えられるからその他特別会計特別利益に計上できるものであります。ところが、弁護士報酬は水道使用料とは何のかかわり合いもないものであります。これをその他特別損失に計上し、その負担を住民に押しつけるやり方は容認できません。そもそも、こうした予算計上が行われる背景には、本市執行部が、官製談合が問われた重大な事件からまともに教訓を引き出していないことがあります。よって、その他特別損失316万1千円は補正予算書から削除すべきであり、法案には賛成できません。以上で私の討論終わります。

○議長（森山元昭）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第2号 平成21年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第3号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起

立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第3号 平成21年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)」、「議案第7号 訴えの提起(飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ新館敷地の所有権移転登記)」、「議案第8号 訴訟事件に係る和解」、「議案第12号 市道路線の廃止」及び「議案第13号 市道路線の認定」、以上5件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案5件は、いずれも委員長報告のとおり原案可決されました。

「議案第32号 平成22年度 飯塚市一般会計予算」から「議案第51号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」までの20件を、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

◎副市長(上瀧征博)

ただいま上程になりました議案の提案理由のご説明をいたします。別冊になっております予算書をお願いいたします。

平成22年度の当初予算につきましては、4月に市長選挙が執行されます関係から、政策的な新規事業や6月補正予算計上で執行可能な投資的経費を除いた年間予算を計上させていただいております。

最初に、「議案第32号 平成22年度飯塚市一般会計予算」につきましてご説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ540億9500万円と定めるものでございます。第2条の債務負担行為につきましては、9ページの「第2表」に掲げておりますように、固定資産税納税通知書作製費ほか9件につきまして、債務が後年度にまたがりますので設定するものでございます。第3条の地方債につきましては、10ページの「第3表」に掲げておりますように、起債の目的ごとの限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、電算管理事業費ほか11件につきまして、総額で38億9070万円を借り入れしようとするものでございます。第4条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を80億円と定めるものでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、特別会計予算の説明をいたします。203ページをお願いいたします。

「議案第33号 平成22年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」につきましてご説明いたします。

第1条で、予算の総額を138億711万2千円と定めるもので、平成21年度の世帯数・被保険者数等を基に、歳入の国民健康保険税、歳出の保険給付費等を算出し、予算を計上いたしております。

229ページをお願いいたします。「議案第34号平成22年度飯塚市老人保健特別会計予算」につきましてご説明いたします。第1条で、予算の総額を2303万9千円と定めるもので、後期高齢者医療制度への移行に伴い、平成20年3月診療分以前の請求遅れ分等の予算を計上いたしております。なお、本会計は平成22年度までで廃止となります。

237ページをお願いいたします。「議案第35号 平成22年度飯塚市介護保険特別会計予算」につきましてご説明いたします。第1条で、保険事業勘定の予算の総額を111億2791万2千円、介護サービス事業勘定の予算の総額を1億1694万9千円と定めるものでございます。平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業計画に基づく予算を計上いたしております。

269ページをお願いいたします。「議案第36号 平成22年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」につきましてご説明いたします。第1条で、予算の総額を17億4194万7千円と定めるもので、福岡県後期高齢者医療広域連合が賦課した保険料を市が徴収し、同額を納付いたしま

す。また、事務費分及び保健基盤安定負担金分につきましても、一般会計から繰入れして同額を納付するものであります。

281ページをお願いいたします。「議案第37号 平成22年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」につきましてご説明いたします。第1条で、予算の総額を7389万8千円と定めるもので、歳入歳出において貸付金の返還収入とそれに伴う経費を計上いたしております。

291ページをお願いいたします。「議案第38号 平成22年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」につきましてご説明いたします。第1条で、予算の総額を189億9017万8千円と定めるもので、本場開催85日、他場開催受託分の場外発売延べ264日の開催に係る経費を計上いたしております。なお、10月末にはSG日本選手権を開催する予定といたしております。

311ページをお願いいたします。「議案第39号平成22年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」につきましてご説明いたします。第1条で、予算の総額を1億5535万6千円と定めるもので、特別養護老人ホーム筑穂桜の園の介護サービス事業に係る経費を計上いたしております。

319ページをお願いいたします。「議案第40号 平成22年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」につきましてご説明いたします。第1条で、予算の総額を2292万円と定めるもので、内野地区の対象戸数166戸への農業集落排水事業に係る経費を計上いたしております。

327ページをお願いいたします。「議案第41号 平成22年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」につきましてご説明いたします。第1条で、予算の総額を8864万8千円と定めるもので、水産物、青果、花きの公設による地方卸売市場事業に係る経費を計上いたしております。

339ページをお願いいたします。「議案第42号 平成22年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」につきましてご説明いたします。第1条で、予算の総額を8877万8千円と定めるもので、飯塚立体駐車場、本町駐車場、東町駐車場の管理運営経費を計上いたしております。

349ページをお願いいたします。「議案第43号 平成22年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」につきましてご説明いたします。第1条で、予算の総額を1億631万円と定めるものでございます。第2条の地方債につきましては、351ページの「第2表」に掲げておりますように、鯉田工業団地造成事業費の起債限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、借り入れの限度額を5430万円とするものでございます。

357ページをお願いいたします。「議案第44号 平成22年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」につきましてご説明いたします。第1条で、予算の総額を1561万2千円と定めるもので、うぐいす台団地、筑前大分駅前団地地区約300戸の汚水処理事業に係る管理運営費等を計上いたしております。

363ページをお願いいたします。「議案第45号 平成22年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」につきましてご説明いたします。第1条で、予算の総額を10億9985万6千円と定めるもので、市内の小中学校と穎田幼稚園の給食事業に係る経費を計上いたしております。

以上で予算関連議案の説明を終わります。

続きまして、予算関連議案以外の議案につきましてご説明いたします。

議案書をお願いいたします。42ページをお願いいたします。「議案第50号 飯塚市暴力団排除条例」につきましては、市・市民等が一体となって暴力団の排除を推進するため、暴力団排除に関する基本理念を規定し、市・市民等の役割の明確化、暴力団を利用することの禁止などを規定するものでございます。

45ページをお願いいたします。「議案第51号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市立病院が提供する医療の充実を図るため、診療科目に新たに皮膚科を設けるものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（森山元昭）

上下水道事業管理者。

◎上下水道事業管理者（濱本康義）

引き続き、企業会計の提案理由の説明をいたします。別冊になっております「予算書」の1ページをお願い致します。

「議案第46号 平成22年度飯塚市水道事業会計予算」についてご説明いたします。

まず、予算第2条の「業務予定量」として、年間総給水量1451万8419立方メートルを計画しております。また、高田簡易水道事業につきましては、年間総給水量2万4,455立方メートルを計画しております。

次に、予算第3条の「収益的収入」として、給水収益などで20億6407万2千円を、また、2ページの収益的支出で経常的経費など20億3658万9千円を計上いたしております。

次に、予算第4条の「資本的収入」として企業債・国庫補助金などで2億85万1千円を、また、3ページに支出として改良事業費、企業債償還金などで9億8035万8千円を計上いたしております。また、継続事業として高度浄水施設等整備事業費を、22年度から23年度の2カ年で総額7億9千万円計上しております。内容につきましては、お手元に予算資料として、水道事業会計の予算収支総括表及び工事概要書などを配布しておりますのでご参照ください。

次に、48ページをお願いします。「議案第47号 平成22年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」についてご説明いたします。

予算第2条の「業務予定量」として、年間総給水量16万8630立方メートルを計画しております。

次に、予算第3条の「収益的収入」として、給水収益などで2185万2千円を、また、49ページの支出で経常経費など3646万4千円を計上いたしております。

次に、予算第4条の「資本的支出」として、改良事業費などで367万9千円を計上いたしております。内容につきましては、お手元に予算資料として、産炭地域小水系用水道事業会計の予算収支総括表及び工事概要書などを配布しておりますのでご参照ください。

次に、71ページをお願いいたします。「議案第48号 平成22年度飯塚市下水道事業会計予算」についてご説明いたします。予算第2条の「業務予定量」として、年間総処理水量620万1千立方メートルを計画しております。

次に、予算第3条の「収益的収入」として、下水道使用料収入・補助金などで13億2076万円を、また、72ページに支出として経常経費などで12億7895万5千円を計上いたしております。

次に、予算第4条の「資本的収入」として企業債・国庫補助金など15億2439万1千円を、また、73ページに支出として建設改良費、企業債償還金などに21億9715万7千円を計上いたしております。内容につきましては、お手元に予算資料として、下水道事業会計の予算収支総括表及び工事概要書などを配布しておりますのでご参照ください。以上、簡単ですが提案理由の説明を終わります。

○議長（森山元昭）

保健福祉部長。

◎保健福祉部長（大久保雄二）

「議案第49号 平成22年度飯塚市立病院事業会計予算」についてご説明いたします。

別冊の平成22年度飯塚市立病院事業会計予算の1ページをお願いいたします。第2条の収益的収入で第1款、病院事業収益、第1項、事業収益につきましては公立病院に対する国の財政支援で交付税措置される金額を一般会計から繰り入れるもので、1億8649万1千円を計上いたしております。第2項、医業外収益の主なものにつきましては病院事業債償還利息に対する一般会計からの地方交付税措置分と地域医療振興協会からの負担分で438万4千円を計上いたしております。支出で第1款、病院事業費用、第1項、医業費用の主なものにつきましては、公立病院に対する国の財政支援で地方交付税措置される金額を地域医療振興協会に交付する病院管理運営

交付金と減価償却費で2億2487万2千円を計上いたしております。第2項、医業外費用の主なものにつきましては、病院事業債の償還利息分で411万3千円を計上いたしております。第3条の資本的収入で、第1款、資本的収入、第1項、出資金につきましては病院事業債元金償還に対する一般会計からの地方交付税措置分で515万1千円を計上いたしております。第2項、納付金につきましては病院事業債元金償還に対する地域医療振興協会の負担分で1773万9千円を計上いたしております。支出で、第1款、資本的支出第1項、企業債償還金につきましては病院事業債元金償還金で2289万円を計上いたしております。以上簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（森山元昭）

提案理由の説明が終わりましたが、上程議案20件に対する質疑は、3月11日の本会議で行いたいと思いますので、ご了承願います。

おはかりいたします。明3月2日から3月4日までの3日間は、休会といたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、明3月2日から3月4日までの3日間は、休会と決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、本日は、これにて散会いたします。おつかれさまでした。

午前11時31分 散会

△出席及び欠席議員

(出席議員 33名)

- 1 番 森 山 元 昭
- 2 番 田 中 廣 文
- 3 番 川 上 直 喜
- 4 番 榆 井 莞 爾
- 5 番 佐 藤 清 和
- 6 番 市 場 義 久
- 7 番 西 秀 人
- 8 番 木 下 昭 雄
- 9 番 芳 野 潮
- 11 番 八 児 雄 二
- 12 番 田 中 裕 二
- 13 番 上 野 伸 五
- 14 番 鯉 川 信 二
- 15 番 田 中 博 文
- 16 番 江 口 徹
- 17 番 人 見 隆 文
- 18 番 柴 田 加 代 子
- 19 番 兼 本 鉄 夫
- 20 番 藤 浦 誠 一
- 21 番 秀 村 長 利

- 2 2 番 原 田 佳 尚
2 3 番 道 祖 満
2 4 番 松 本 友 子
2 5 番 吉 田 義 之
2 6 番 古 本 俊 克
2 7 番 瀬 戸 元
2 8 番 永 末 壽
2 9 番 梶 原 健 一
3 0 番 安 藤 茂 友
3 1 番 永 露 仁
3 2 番 岡 部 透
3 3 番 藤 本 孝 一
3 4 番 東 広 喜

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	井 上 富士夫
次長	安 永 円 司
調査担当主査	許 斐 博 史
議事係長	久 世 賢 治
書記	井 上 卓 也
書記	高 橋 宏 輔
書記	有 吉 英 樹

説明のため出席した者

市長	齊 藤 守 史
副市長	上 瀧 征 博
教育長	森 本 精 造
上下水道事業管理者	濱 本 康 義
企画調整部長	縄 田 洋 明
総務部長	野見山 智 彦
財務部長	実 藤 徳 雄
経済部長	橋 本 周
市民環境部長	都 田 光 義
児童社会福祉部長	則 松 修 造
保健福祉部長	大久保 雄 二
公営競技事業部長	城 丸 秀 高
都市建設部長	村 瀬 光 芳

上下水道部次長	杉 山 兼 二
教育部長	小 田 章
生涯学習部長	田子森 裕 一
情報化推進担当次長	肘 井 政 厚
行財政改革推進室長	池 口 隆 典
企業誘致推進室長	遠 藤 幸 人
都市建設部次長	定 宗 建 夫
会計管理者	大 塚 秀 明